

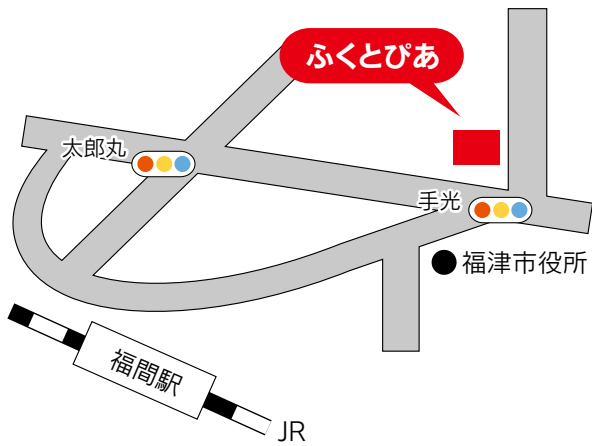
香 椎 税 務 署
か ら の
お 知 ら せ

住宅借入金等特別控除や医療費控除を受ける人は「還付申告センター」を利用してください

■問い合わせ先 香椎税務署 ☎092(661)1031(代表)

福津会場

期 間
 1月27日(月)、同28日(火)
会 場
 ふくとぴあ (福津市健康福祉総合センター)
受付時間
 9:30~11:00、13:00~15:00



(注) いずれの会場とも電話による問い合わせは受け付けていません

宗像会場

期 間
 2月4日(火)~同7日(金)
会 場
 メイトム宗像
受付時間
 9:30~11:00、13:00~15:00



還付申告センターで確定申告ができる人

- 医療費控除か住宅借入金等特別控除を受ける人
- 年金所得者で確定申告をすると源泉徴収されていた税金が戻る人
- 昨年途中で会社を退職して再就職しなかったため、年末調整を受けていない人

住宅借入金等特別控除

次の①と②の場合で一定の要件を満たせば、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

- ①住宅ローンを組んで、自宅を新築か購入(中古住宅を含む)して、昨年中に住み始めたとき
- ②増改築ローンを組んで、本人所有の自宅に増築か改築などをして、昨年中にその部分に住み始めたとき

医療費控除

本人や生計が同じ親族のために支払った医療費の正味負担額(*1)が、10万円か所得の5%を超える場合は、医療費控除を受けることができます。医療費の領収書、介護保険の利用料領収書(*2)が必要です。

- (*1) 1年間に支払った医療費総額から、保険や給付金などで補填(ほてん)される額を差し引いた金額
- (*2) 健康保険組合や市町村が発行する「医療費のお知らせ」では受け付けできません

*必ず事前に領収書の合計を計算してきてください

申告に必要なものなどの詳細は、国税庁 [HP](http://www.nta.go.jp/) <http://www.nta.go.jp/> で確認を

*申告会場で申告書を完成させる人は、事前に用紙を入手しておく必要はありません

確定申告前に手続きを

領収書を提出してしまう前に

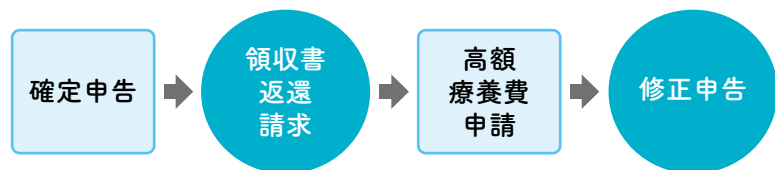
● 高額療養費の申請には、医療機関の領収書か支払証明書が必要です

例年、確定申告時に医療費控除の資料として領収書を提出してしまい、高額療養費の申請ができなくなるケースが多く見られます。

この場合、領収書を税務署から返却してもらうか、医療機関で支払証明書(通常有料)を発行してもらうことになります。

また、高額療養費として戻った金額は医療費控除の対象にならないため、高額療養費を差し引いた金額で申告のやり直し(修正申告)が必要になります。

申告後に高額療養費の申請をすると…



高額療養費申請のお知らせを通知

● 高額療養費は該当する月ごとに申請が必要です

市では、国民健康保険の高額療養費に該当する未申請者に、「高額療養費の支給申請についてのお知らせ」を、診療月の3カ月後に通知しています。

前年の11月受診分は2月下旬に、12月受診分は3月下旬に通知するため、確定申告の手続き後に通知が届くことになりかねません。医療費控除を申請する場合は、支払った医療費が一月の限度額を超えていないかを事前に確認してください。世帯の限度額は市 [HP](http://www.city.munakata.lg.jp/) <http://www.city.munakata.lg.jp/> →「市内にお住まいの方」→「保険・年金・医療」→「国民健康保険」→「医療費が高額になったとき」で確認できます。

*通知が届いたら、速やかに申請してください。高額療養費の申請期間は、医療機関で受診してから2年以内です

【高額療養費、の支給申請に必要なもの】

- ▽診療月の領収書
- ▽預金通帳
- ▽印鑑
- ▽国民健康保険被保険者証

■問い合わせ先 国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363

